

サーバ保守管理委託契約書

- 第一条 (目的) 当該契約者名(以下甲と呼ぶ)がサーバ会社名(以下丙と呼ぶ)とWEBサーバのレンタル契約を締結するにあたり、甲は有限会社シエスタ(以下乙と呼ぶ)に、そのサーバの日常管理を委託し、その代金として第二条に定める管理料を支払うものとする。
- 第二条 (管理料) 1. 甲は乙に所定の代金を所定の方法で期日までに支払うものとする。
2. 使用料は消費税を含め月額5,000円の毎月払いとし、金融機関における振込等の手数料があるときは甲の負担とする。
3. 乙は原則として値上げに向けた料金の改定は行わない。
乙が止むを得ず料金を上方改定する場合には、その改定に至るための相当の理由を3ヶ月以上前に甲に説明し、甲の了承を得なければならない。
甲はそれに納得できないときは即座に解約できるものとする。
4. 甲は丙から提供されるサーバレンタル代金は丙に対し直接支払うものとする。
- 第三条 (契約内容) 甲が丙から貸与されるサーバに対して乙は次のとおりの保守管理業務を行う。
1. 不正アクセス、ページ改竄に対する対処。
2. サーバダウンの際のページ、データ、WEBシステム復旧に対する対応。
3. 丙が提供するサーバ固有のサービス機能の設定と利用のための指導。
4. 乙が制作したWEBページのアップロードとパーミッションの設定。
5. 乙が制作したWEBシステムの設置と管理、パーミッションの設定。
ただし、3.におけるサービスCGIの設定については別途の契約とする。
- 第四条 (著作権) 当該契約締結の特例として、乙が制作したWEBシステムを当該サーバ上で使用する場合において、甲は乙の制作したWEBシステムのソースプログラムを閲覧あるいは保管することはもちろん、第三者に対しても有償、無償など提供の形態を問わず決して公開してはならない。
万一、甲がそれを意図的に第三者に提供、公開したことにより乙が損害を被ったときには甲は乙に対しその損害額を弁済しなければならない。
- 第五条 (契約の解除) 1. 契約期間は特に定めないが、契約解除は契約開始日から1ヶ月を単位とする。
2. 甲に次のいずれかの事由が生じたときには、乙は1ヶ月前に通告の上、本契約を解除できるものとする。
(1) 料金を滞納の上、支払う意志や能力が認められないとき。
(2) 第四条に定めた著作権を侵害する行為をおこなったとき。
(3) サーバ利用上の規則を破り、乙の再三の催告を聞き入れなかったとき。
(4) その他、上記に準ずる、契約を継続するに困難な事由が生じたとき。
ただし、乙は甲がその事由に至った情状をできる限り斟酌し、原因が無知、不可抗力、誤解などから生じたものであったときには、教条的に本契約書の条文を適用せず、共に話し合った上でその後の対処を考えるものとする。
3. 甲に次のいずれかの事由が生じたときには、乙は通告なく、本契約を解除できるものとする。
(1) 法令に違反する商品を販売しているとき。またはしようとしたとき。

(2) 許認可を要する商品を許認可なしで販売しているとき。またはしようとしたとき。

(3) サイト運用の目的が購入者を欺くものであるとき。

(4) 公序良俗に反するサイト、あるいは犯罪を誘発するサイトであるとき。

(5) ネット上のシステムに対して、許された方法以外の方法で接続しようとしたとき、またはしたとき。

(6) その他、上記に準ずる事由が生じたとき。

この場合、乙は原則として既納代金の返還はせず、悪質なケースについては関係当局へ告発する。

第六条

(免責)

1. サーバ管理が丙の管理の範囲内である部分。

2. ネット上のシステムダウンや第三者の不正アクセスが原因として生じたデータ消去などは、システムの復旧を限度として、乙は一切の責を負わない。

ただし、乙は甲の損害を少なくするために、可能な限りデータの復元等に努めるものとする。

3. 甲やその顧客が定められた範囲の使用により、システムをダウンさせた場合も、甲やその関係者は一切の責を負わない。

4. 契約期間の途中で第五条2項もしくは3項を適用の上で契約が解除されるときにおいて、乙は甲の既納代金の返還義務を負わない。

5. 丙が事業継続不能になった場合の業者変更に伴うサービスの低下。

ただし、乙はできるだけ従来同様のサービスを提供できるよう、よりよいサーバ提供企業を探すように努めなければならない。

第七条

(契約の疑義)

本契約に定めなき事項もしくは条文の解釈に疑義を生じたときには、甲乙双方が誠意をもって協議し、できるだけ円満に解決するものとする。

第八条

(管轄裁判所)

第七条にしたがって行われた協議が合意に至らず、訴訟の必要が生じたときには、乙の本店所在を管轄する地方裁判所を専属合意管轄裁判所とする。

第九条

(契約書の保管)

本契約締結にあたっては、同一内容の契約書を二部作成し、契約当事者がそれぞれの書類に押印の上、甲乙双方が一部ずつを保管するものとする。

万一、二部の契約書に相違あるときは、甲の保有する契約書を優先する。

平成 × × 年 × 月 × 日

甲 当該契約者住所・氏名 印

乙 三重県志摩市磯部町山田595-2

有限会社シエスタ

代表取締役 東 幸 生 印